

日バス協技第9号

平成27年1月13日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 高橋 幹

平成27年1月9日に東京都大田区において発生した乗合バス事故の
同種事案の再発を防止するための対策の再徹底について

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、平成27年1月9日に東京都大田区において、乗合バスが交差点を直進する際に、電柱に衝突して、乗客17名が負傷するという事故が発生したことを受けて、国土交通省自動車局安全政策課長から別紙のとおり要請がありました。

つきましては、貴協会会員事業者に対し、別紙通達の内容について徹底を図るようお願いいたします。

《参考》

◎「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」は、以下より入手してください。

国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>)

→ (政策情報・分野別一覧) 自動車→自動車総合安全情報→事業用自動車の安全対策→

→安全教育・事故防止マニュアルを活用しよう→

事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>



国自安第207号
平成27年1月9日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



平成27年1月9日に東京都大田区において発生した乗合バス事故の
同種事案を防止するための対策の再徹底について

本日、東京都大田区において乗合バスが交差点を直進する際、電柱に衝突し、乗客17名が負傷するという事故が発生しました。当該事故の原因についてはいまだ判明しておりませんが、運転者は当該事故について記憶がないとの証言をしているとの報道も見られるところです。

これまでも、事業用自動車の運転者の過労運転や体調急変に伴う事故等を防止するための対策など同種事案の発生の防止策に関しては、機会あるごとに周知を図ってきたところですが、今般の事故を機に、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

1. 「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号））等の基準は、繁忙期等を考慮した最低限の基準であることを理解し、運転者それぞれの特性や状況に応じたきめ細やかな健康管理、労務管理を行うこと。
2. 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）に基づき、日頃から運転者の健康状態の把握に努め、疾病・過労の未然防止と早期治療・是正、乗務前点呼時や運行中の予兆把握と対処等に関する取組みを進めること。
3. その他、関係法令を遵守するなど安全管理の徹底を図ること。



H27.1.10 毎日(朝刊)



路線バス衝突
乗客17人が

大田区山王

9日午後3時10分ごろ、東京都大田区山王3の都道で、東急バス(本社・目黒区)の路線バスが道脇の信号柱に衝突し、乗客の男女17人(8〜83歳)が胸や頭を打つなどして

信号柱に衝突した路線バス
→東京都大田区で9日午後4時33分、本社へリ
から菅屋武真之介撮影

病院に搬送された。警視庁大森署などによると、うち5人がけがの

て事業用自動車事故調査委員会に調査を要請した。

程度がやや重いもの命に別条はなく、12人は軽傷。同署はバスを運転していた同社社員、山田純司容疑者(56)→横浜市鶴見区栄町通3→を自動車運転処罰法違反(過失傷害)容疑で現行犯逮捕した。山田容疑者は「どうしてぶつかったのか思い出せない」と供述しているという。

現場はJR大森駅の南西約500メートルの商店街沿い。片側1車線の都道を直進していた路線バスが左にそれ、道脇の信号柱に衝突したとみられる。東急バスによると、山田容疑者に持病などはなく、乗務前の点検でも問題はなかったという。

この事故について国土交通省は、「特別重要調査対象事故」とし

現場近くの建設会社に勤務する男性は「バスの中で高齢の女性がしゃがみ込んでいた」と話した。【松本惇】